

## **第3章**

### **これまでの主な取組と成果**

## 1 防犯のまちづくりに関するこれまでの主な取組

### (1) 県民や事業者等の防犯意識の啓発

身近な犯罪の防止には、まず、県民や事業者等が「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を高めていくことが第一歩です。犯罪を行おうとする者が付け入る「スキ」をつくらないよう、犯罪に関する正しい認識を持ち、自ら行うことができる防犯対策を講じていくことが重要です。

そのため、本県では、新聞、テレビ、広報紙、インターネットなど、世代やライフスタイルに応じた多様な広報媒体により防犯に関する情報を発信してきました。また、県職員が自治会などの会合に出向いて犯罪の発生状況や防犯対策などの最新情報を分かりやすく説明する防犯のまちづくり出前講座等を積極的に実施してきました。

事業者等に対しては、事業の種類に応じた適切な防犯対策がとれるよう、犯罪情報の提供、防犯指導、防犯協定の締結などを通じた意識の啓発など、日常的に防犯活動が継続されるよう支援してきました。

### 防犯のまちづくり出前講座



(2) 自主防犯活動等の推進

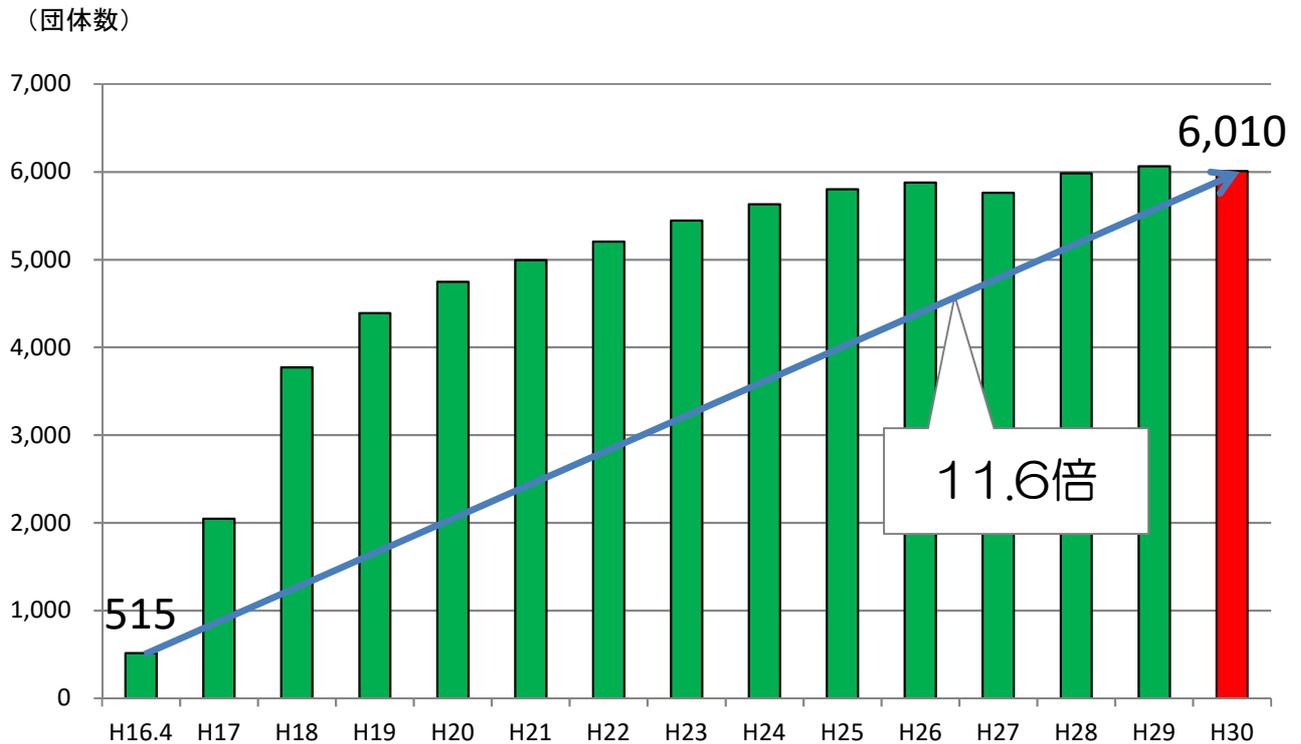
① 自主防犯活動の拡大

本県の自主防犯活動団体「わがまち防犯隊\*」は、平成16年4月末には515団体でしたが、平成18年6月末には2,954団体に達し、東京都を抜いて全国第1位となりました。その後も増加を続け、平成30年12月末には6,010団体と、約14年間で11倍以上に拡大しています。

「わがまち防犯隊」は、住民自らが主体となって共に支え合う共助の取組の中で成功した代表例であり、本県が防犯のまちづくりを推進していく上で、今やなくてはならない存在となっています。

また、個人での自主防犯活動への参加を促すため、平成30年6月には、ランニングやウォーキングなどをしながら行える地域の見守り活動「防犯サポータープロジェクト」を開始し、自主防犯活動の拡充を図っています。

「わがまち防犯隊」数の推移



### 第3章 これまでの主な取組と成果

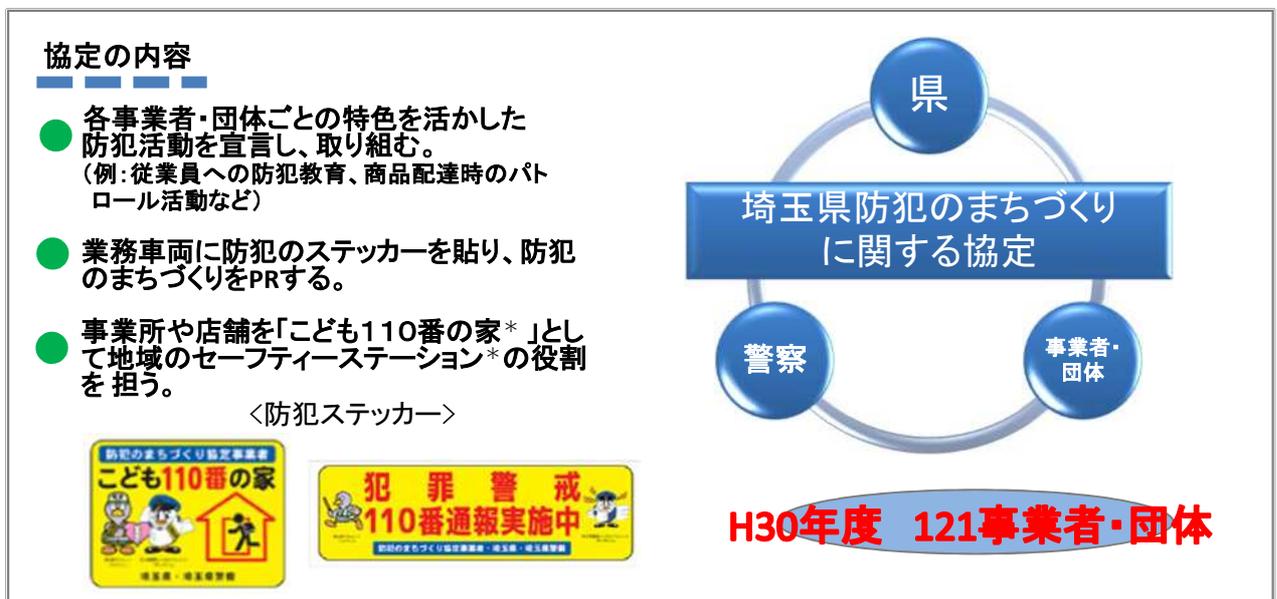
#### ② 事業者等との連携の拡大

県及び警察では、平成16年度から県内を巡回して業務を行っている事業者等と「埼玉県防犯のまちづくりに関する協定\*」を締結し、犯罪や不審者を発見した場合の通報などの防犯活動に協力をいただいています。

平成29年度には、協定の内容に具体的な取組を加え、協定の再締結を行いました。また、各警察署においても地元の事業者等と地域安全協定\*等を締結しています。

事業者等との連携による防犯活動は、「わがまち防犯隊\*」の活動とともに、防犯のまちづくりを進めるに当たって大きな力となっています。

#### 埼玉県防犯のまちづくりに関する協定



#### ③ 犯罪被害者支援施策の充実

県内では、平成29年4月までに全ての市町村に犯罪被害者支援の総合相談窓口が設置されました。県では、その周知を図るとともに、市町村の担当者に対して各種研修を行うなど支援を行ってきました。

また、県は、平成31年4月、県、警察及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター\*の三者で構成する「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」の代表電話番号設置や、上記三者と埼玉県産婦人科医会が協力して運営する「性暴力等犯罪被害者専用相談電話『アイリスホットライン』」の24時間365日化を図るなど、被害者支援の充実に努めてきました。

なお、県では、平成30年3月、議員提案により「埼玉県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。犯罪被害者及びその家族や遺族に対する支援は、この条例に基づき適切に推進しています。

(3) 都市環境の整備

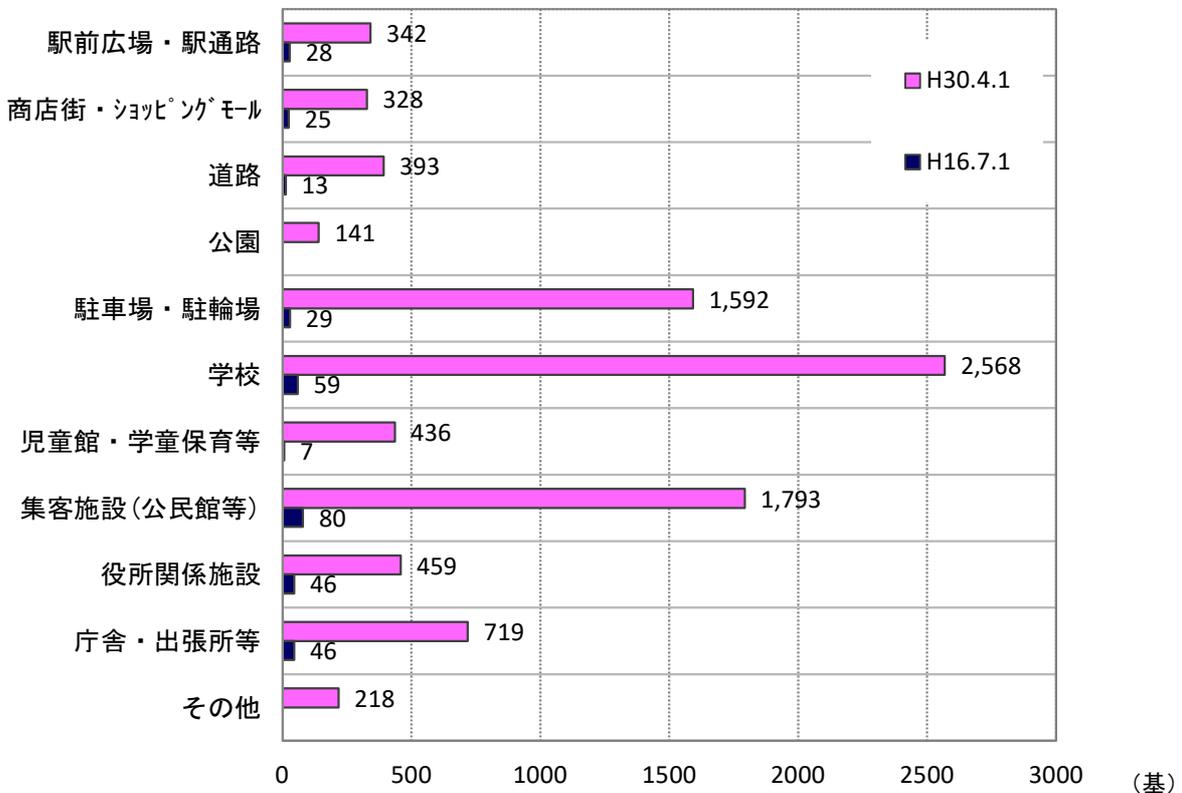
本県では、平成17年3月に「埼玉県防犯指針\*」を策定し、防犯のまちづくりを推進するための5つの指針を定めました。

このうち「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」は、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、犯罪の防止に配慮した構造や設備等に関する事項等を定めたもので、市町村などへの普及を通じて、指針に基づいた防犯性の高い道路等の整備を推進してきました。

また、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」は、住宅の新築及び改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示しており、防犯性の高い住宅の普及を目指しています。

さらに、「防犯カメラの設置と利用に関する指針」では、公共の場所における防犯カメラの設置及び利用の基準を示したもので、この指針により防犯カメラの適切な運用を図るとともに、市町村が設置する公共空間への防犯カメラの設置を積極的に支援しています。

県内市町村における公共空間への防犯カメラ設置状況



### 第3章 これまでの主な取組と成果

#### (4) 子供を犯罪被害から守るための取組の推進

「埼玉県防犯指針\*」は、防犯に配慮した都市環境の整備や、学校や通学路等における児童等の安全の確保を目的とした指針を定めています。

このうち「学校等における児童等の安全を確保するための指針」は、学校や児童福祉施設等における不審者の侵入防止対策や施設・設備の点検整備、児童等への防犯教育など、子供の安全を守るために必要な方策を定めたものです。この指針に基づき、学校等における危機管理マニュアルの作成及び教職員に対する防犯研修、施設・設備の安全点検及び管理、地域安全マップ\*の作成、防犯教室の開催などを推進してきました。

また、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」では、通学路や公園等の安全な環境の整備基準や地域住民等と連携した児童等の見守り活動などの具体的な方策を示しています。この指針を元に、県では、学校、PTA、自主防犯活動団体等と連携した通学路等のパトロール活動やこども110番の家\*など、子供を地域全体で守るための活動の支援などを進めてきました。

#### 児童の見守り活動



(5) 規範意識の啓発

青少年の健全育成を図るため、非行防止キャンペーンを通じた啓発活動や、非行防止パトロール活動、街頭補導活動、学校と警察等の連携による小・中・義・高校生等を対象とした非行防止教室の開催等を推進し、青少年の規範意識の醸成に努めてきました。

また、青少年の立ち直りを支援するため、インターネットによる相談窓口の案内、地域の関係機関で構成される「いじめ・非行防止ネットワーク\*」やスクール・サポーター\*による学校への支援、少年サポートセンター\*における非行等の問題に関する少年相談等を実施しています。さらに、有害な図書やインターネット上の違法・有害な情報などへの対応を進めています。

(6) 特殊詐欺\*対策

特殊詐欺\*被害を防止するため、相談窓口の充実や県民への犯罪情報の提供、市町村が行う被害防止事業への補助、県や警察、関係機関が連携した防犯意識の啓発を推進してきました。

平成31年3月には、議員提案により「埼玉県特殊詐欺撲滅条例」が施行されました。

令和元年度からは、詐欺電話をシャットアウトするために有効な留守番電話設定や特殊詐欺対策機器の普及啓発を目的とした体験型啓発活動「振り込め詐欺被害防止ワークショップ」を開始するなど、対策を強化しています。また、警察では、平成20年度に「振り込め詐欺（恐喝）総合対策本部」を設置し、犯人逮捕と犯行グループの壊滅に向けた「だまされたふり作戦\*」や金融機関等との連携による水際防止対策\*など積極的な対策に取り組んできました。平成26年度からは「特殊詐欺総合対策本部」を設置し、特殊詐欺に対する捜査体制の強化を図っています。

特殊詐欺対策機器普及啓発キャンペーン



### 第3章 これまでの主な取組と成果

#### (7) 女性を犯罪から守るための取組

性犯罪など女性を狙った犯罪を防止するため、警察では女性への声かけ事案、変質者の出没等の情報収集・分析、行為者の特定及び積極的な指導・警告を実施しています。

また、女性が自ら自分自身を守るための犯罪情報や防犯対策情報などを発信しています。

さらに、ストーカーやドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）などが相次いでいることから、平成26年度には「埼玉県警察人身安全初動指揮本部」を新設し、24時間体制でストーカーやDV事案等から発展する凶悪・重大事件の未然防止、早期検挙等に対応する体制の整備など、女性を犯罪から守る対策を講じています。



#### (8) 自転車盗防止対策

刑法犯に占める割合が最も高い自転車盗を防止するため、平成21年度から市町村等との協力による自転車盗防止キャンペーンを県内各地で実施してきました。また、駅前等における駐輪場の設置を促すとともに、駐輪場設置・管理者により適切な対策が講じられるよう支援しています。さらに、市町村等と連携した放置自転車クリーンキャンペーンなどを展開し、駅周辺等における放置自転車の解消を図っています。



### 自転車盗難被害防止キャンペーン



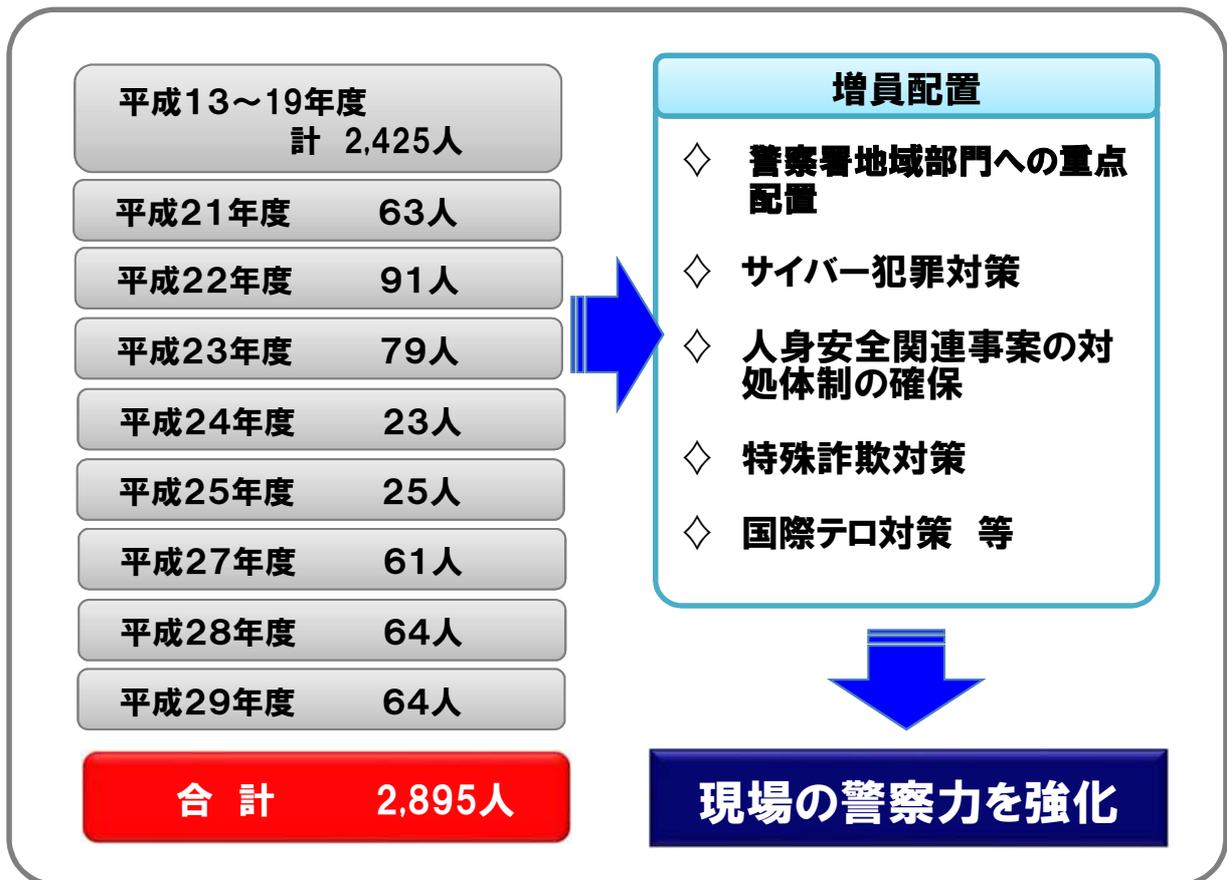
(9) 警察官の増員をはじめとする警察活動の充実強化

警察官の不足が著しい本県では、平成13年度以降、全国最多となる2,895人の警察官の増員が図られています。警察本部では、増員された警察官を警察署の地域部門を中心に配置し、現場の警察力を強化してきました。

また、被害が高水準で推移している特殊詐欺\*、ストーカー事案やDV事案といった人身の安全を早急に確保する必要があると認められる人身安全関連事案対策など、社会情勢に的確に対応するため、組織・体制の見直しを図っています。

さらに、警察官不足を補完するため、交番相談員\*やスクール・サポーター\*など会計年度任用職員の増員にも努めています。

警察官の増員状況と配置



## 2 これまでの成果

### (1) 長期目標の達成状況

現計画では、人口千人当たりの刑法犯認知件数\*を平成25年の11.7件から15%減少させ、令和元年（平成31年）には9.9件以下とすることを長期目標として掲げました。

この長期目標のもと、県民、事業者、自主防犯活動団体、市町村及び県が一体となって防犯のまちづくりを推進した結果、平成30年における人口千人当たりの刑法犯認知件数は、目標を上回る8.2件まで減少させることができました。

#### 現計画における長期目標（人口千人当たりの刑法犯認知件数）

令和元年の人口千人当たりの刑法犯認知件数を平成25年の15%減とします。

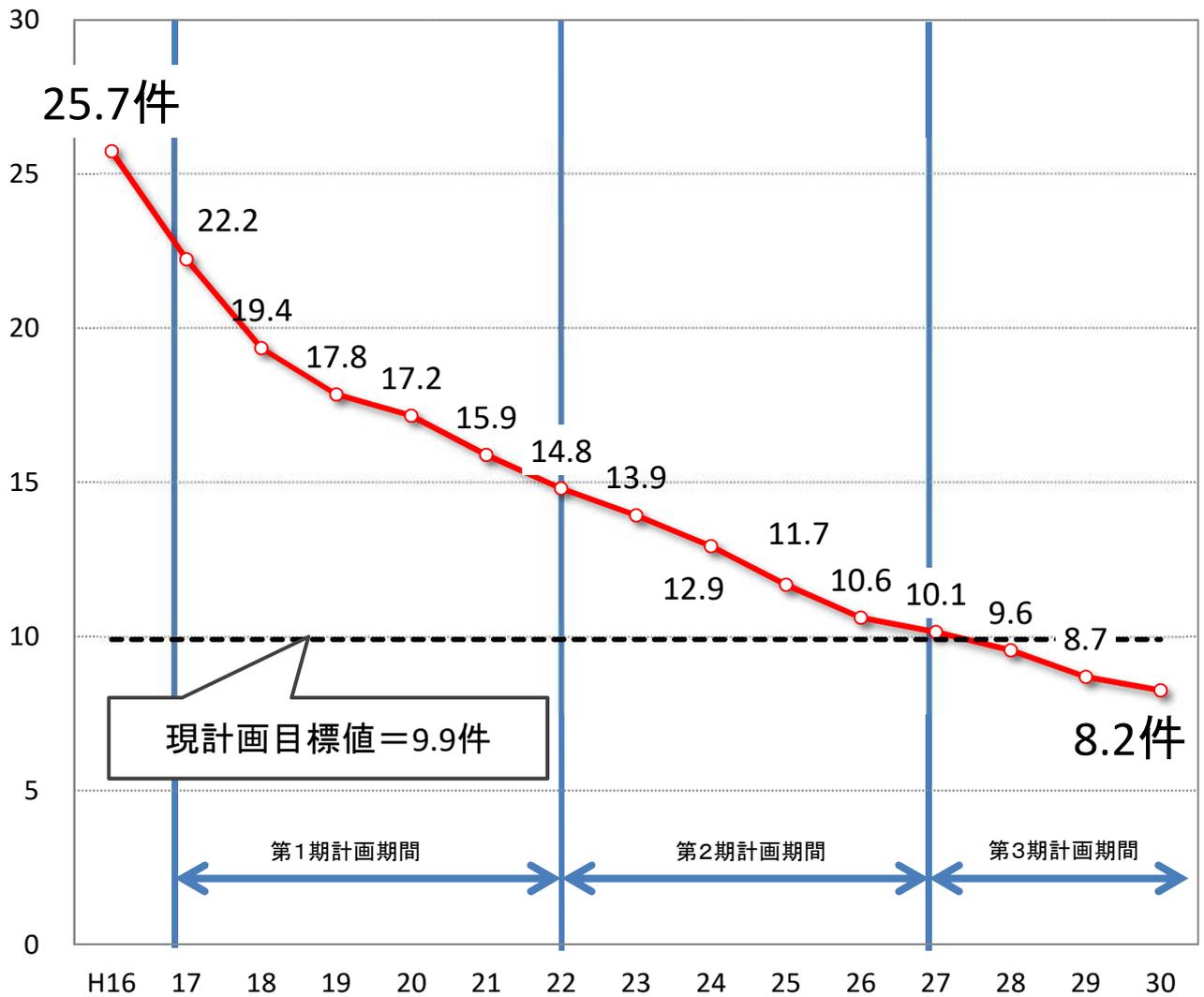
【現状値】 11.7件（平成25年）⇒【目標値】 9.9件（令和元年）



#### 実績

【実績値】 **8.2件**（平成30年）

埼玉県の人口千人当たり刑法犯認知件数\*の推移



### 第3章 これまでの取組と成果

#### (2) 施策指標の達成状況

現計画では、各施策に可能な限り数値目標を設定していますが、本計画の策定時点における達成状況は以下のとおりです。

指標名	現計画策定時の現状値	現計画における目標値	達成状況
<b>(1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る</b>			
防犯対策を行っている県民の割合 (県民の生活に身近な犯罪*対策)	81.7% (平成25年度)	90% (令和元年度)	84.2% (平成29年度)
防犯対策を行っている県民の割合 (住宅対象侵入窃盗対策)	60.4% (平成25年度)	70% (令和元年度)	58.9% (平成29年度)
県職員による防犯のまちづくり出前講座の受講者数	13,459人 (平成25年度)	15,000人/年度	8,847人 (平成30年度)
防犯のまちづくりホームページアクセス件数	2,563件/月	3,000件/月	5,607件/月 (平成30年度)
<b>(2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る</b>			
自主防犯活動が実施されている地域の割合	74.4% (平成26年4月)	85% (令和元年度末)	88.9% (平成30年度末)
自主防犯活動団体への研修	全団体	全団体	全団体
青色防犯パトロール*車両台数	572台 (平成25年末)	1,000台 (令和元年度末)	682台 (平成30年度末)
埼玉県防犯のまちづくりに関する協定*締結事業者・団体数	89事業者・団体 (平成25年度)	120事業者・団体 (令和元年度)	121事業者・団体 (平成30年度)
犯罪被害者支援総合窓口を設置している市町村の数	39市町村 (平成26年4月)	全市町村 (令和元年度末)	全市町村 (平成30年度末)
<b>(3) 安全な都市環境の整備を図る</b>			
「住まいの防犯アドバイザー*」による無料相談等の受講者数	627人/年度 (平成25年度)	650人/年度 (令和元年度)	690人/年度 (平成30年度)
<b>(4) 子供を犯罪被害から守る</b>			
通学路等における子供の見守り活動実施率(公立小学校)	96.9%/年度 (平成26年4月)	100%/年度 (令和元年度)	100%/年度 (平成30年度)
こども110番の家*の数	56,828か所 (平成25年度)	58,000か所 (令和元年度)	69,445か所 (平成30年度)
各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率(公立小・中・高・特別支援学校)	53% (平成25年度)	100% (令和元年度)	100% (平成30年度)
児童生徒を対象とした防犯教育(防犯教室等)の実施率(公立小・中・高・特別支援学校)	96.4% (平成25年度)	100% (令和元年度)	100% (平成30年度)
学校等における地域安全マップ*の更新(見直し)実施率(公立小・中学校)	83.9% (平成25年度)	100% (令和元年度)	95% (平成30年度)
<b>(5) 規範意識の高揚を図る</b>			
学校における非行防止教室の実施率(公立小・中・高等学校)	100%/年度 (平成25年度)	100%/年度 (令和元年度)	100%/年度 (平成30年度)
青少年非行防止パトロール声かけ活動の参加者数	796,935人 (平成25年度)	900,000人/年度 (令和元年度)	135,458人/年度 (平成30年7～8月)
<b>(6) 当面する重要課題への対応を図る</b>			
「お達者訪問事業*」の訪問世帯数	単身・夫婦高齢者全世帯 (平成25年度)	単身・夫婦高齢者全世帯 (令和元年度)	単身・夫婦高齢者全世帯 (平成30年度)
女性の安全・安心ネットワーク*参加団体数	0団体 (平成25年度)	100団体 (令和元年度)	29団体 (平成30年度)
自転車盗の認知件数	23,506件 (平成25年)	19,800件 (令和元年)	17,026件 (平成30年)